

広島県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年三月二十三日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇賀安田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字安田字平ヶ迫二二三六一番地先から 世羅郡世羅町大字安田字殿風呂五八五番四地先まで	七 一 一 ・ 三 〇 〇	四 ・ 〇 〇 〇 〇 七 ・ 八 〇	四 ・ 〇 〇 〇 〇 七 ・ 八 〇	九 二 二 ・ 〇 〇 〇 一 、 〇 二 〇 〇 ・ 〇 〇	ダブルウェイ